

# 福 祉



休日・夜間診療



# 福 祉

## 1 生 活 保 護

### (1) 生活保護状況

年度	区分 全市人口	月平均保護		保護率	月平均保護費	
		実世帯	実人数		支払額	一世帯当たり支給額
	人		人	%	円	円
16	124,859	882	1,120	9.0	186,867,139	211,868
17	124,330	873	1,091	8.8	185,143,968	212,078
18	123,952	839	1,028	8.3	174,560,173	208,057
19	123,618	832	1,026	8.3	169,022,192	203,152
20	123,153	851	1,056	8.6	163,152,208	191,718

注：%は千分比、全市人口は社会福祉統計に用いる人口

### (2) 生活保護費支出状況

年度	18				19				20				
	延人員		金額		延人員		金額		延人員		金額		
区分	人	%	円	%	人	%	円	%	人	%	円	%	
扶 助 費	生活扶助	10,036	31.34	516,979,066	24.68	10,124	30.55	509,020,693	25.10	10,733	31.00	517,764,601	26.45
	住宅扶助	8,212	25.64	134,065,354	6.40	8,994	27.14	138,983,576	6.85	9,123	26.35	141,628,750	7.23
	教育扶助	422	1.32	2,894,942	0.14	469	1.42	3,210,820	0.16	453	1.31	3,347,514	0.17
	介護扶助	2,017	6.30	51,137,694	2.44	2,175	6.56	55,885,629	2.76	2,420	6.99	56,443,291	2.88
	医療扶助	11,116	34.71	1,369,364,341	65.37	11,182	33.74	1,301,300,966	64.16	11,623	33.57	1,217,254,736	62.17
	出産扶助	0	0.00	0	0.00	1	0.00	293,230	0.01	1	0.00	326,910	0.02
	生業扶助	87	0.27	1,841,389	0.09	65	0.20	1,310,973	0.06	132	0.38	2,822,836	0.14
	葬祭扶助	5	0.01	433,410	0.02	7	0.02	1,065,551	0.05	5	0.01	609,789	0.03
小計	31,895	99.59	2,076,716,196	99.14	33,017	99.63	2,011,071,438	99.15	34,490	99.61	1,940,198,724	99.10	
施設事務費	132	0.41	18,005,876	0.86	124	0.37	17,194,865	0.85	137	0.39	17,628,074	0.90	
合計	32,027	100.00	2,094,722,072	100.00	33,141	100.00	2,028,266,303	100.00	34,627	100.00	1,957,826,498	100.00	

## 2 高 齢 者 福 祉

### (1) 高齢者人口

(21. 4. 1 住民基本台帳)

年	区分	総人口	65歳以上	年 齢 階 層 別 人 口				老人人口
				65～69歳	70～74歳	75～79歳	80歳以上	構 成 比
		人	人	人	人	人	人	%
17		126,708	30,063	7,944	7,652	6,451	8,016	23.73
18		126,581	30,607	7,841	7,756	6,514	8,496	24.18
19		126,248	31,525	8,222	7,693	6,695	8,915	24.97
20		126,024	31,960	8,172	7,601	6,894	9,293	25.36
21		125,689	32,442	8,408	7,410	6,858	9,766	25.81

### (2) 介護保険事業計画

#### ア 見込み量

(ア) 要介護(要支援)認定者の推計数

(単位：人)

年度	区分	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計
21		762	982	981	1,417	1,126	795	965	7,028
22		781	1,008	1,009	1,458	1,161	821	997	7,236
23		796	1,030	1,031	1,493	1,132	881	1,002	7,364

※端数処理の関係で、一部合計が一致していない。

(イ) 施設・居住系サービス利用者数の推計

年度	区分	要介護2～5の要介護者数	施設・居住系サービス利用者数	要介護2～5の割合
		人	人	%
21		4,303	1,244	28.9
22		4,437	1,403	31.6
23		4,508	1,533	34.0

(ウ) 施設入居者数の推計

年度	区分	施設利用者数	うち要介護4～5	要介護4～5の割合
		人	人	%
21		952	676	71.0
22		1,039	751	72.3
23		1,097	803	73.2

#### イ 要介護認定

(H21. 3月末現在) 認定者数 6,883人

(内訳)

(単位：人)

要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
699	1,001	924	1,446	1,134	781	898

#### ウ 介護給付費の推移

(単位：千円)

区分	年	15	16	17	18	19	20
介護サービス等諸費		7,194,756	7,687,952	7,995,653	8,302,669	8,314,486	8,445,444
介護予防(支援)サービス等諸費		288,039	391,481	452,699	38,417	230,302	469,776
高額介護サービス等費		51,032	52,695	55,191	151,729	146,412	154,986
審査支払手数料		14,876	13,642	14,178	14,671	14,121	14,628
特定入所者介護サービス費					279,928	279,043	296,092
特定入所者介護予防サービス費					8	1	12
計 (介護給付費)		7,548,703	8,145,770	8,517,721	8,787,422	8,984,365	9,380,938

エ 第1号被保険者(65歳以上)保険料

国の特別対策により平成12年4月から半年間は保険料を徴収せず、その後1年間についても保険料を半額とした。また、3年に一度の介護保険事業計画の見直しに伴い、平成15年度・平成18年度及び平成21年度に、介護保険料額が改定された。  
(年額・単位：円)

保 険 料 段 階		平成21～23年度
第1段階	生活保護受給者又は老齢福祉年金受給者で世帯全員が市町村民税非課税	30,100
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税者で合計所得金額と課税年金収入額の合計額が80万円以下	30,100
第3段階	世帯全員が市町村民税非課税者で上記第2段階以外	45,100
第4段階	世帯内には市町村民税課税者がいるが本人は市町村民税非課税で合計所得金額と課税年金収入額の合計額が80万円以下	51,100
	世帯内には市町村民税課税者がいるが本人は市町村民税非課税で上記第4段階以外	60,200
第5段階	本人が市町村民税課税者で合計所得金額が200万円未満	75,200
第6段階	本人が市町村民税課税者で合計所得金額が200万円以上かつ350万円未満	90,300
第7段階	本人が市町村民税課税者で合計所得金額が350万円以上	105,300

※ 平成17年度の税制改正に伴う介護保険料の激変緩和措置が平成20年度で終了することとなった。それを受け、引き続き保険料の軽減を講じるよう、第4段階で合計所得金額と課税年金収入額の合計額が80万円以下の被保険者について、保険料を軽減することとした。

オ 第1号被保険者にかかる介護保険料の収納状況

区分		年度	16	17	18	19	20
現 年 度	調 定 額 (円)		1,291,597,260	1,308,835,800	1,630,970,430	1,698,256,420	1,713,052,300
	収 入 済 額 (円)		1,273,810,470	1,290,819,370	1,609,177,160	1,674,894,300	1,689,731,820
	収 納 率 (%)		98.62	98.62	98.66	98.62	98.64
滞 納 繰 越 分	調 定 額 (円)		25,729,420	31,745,200	34,436,180	38,177,910	42,300,290
	収 入 済 額 (円)		7,535,090	8,483,480	9,580,400	9,475,890	10,686,450
	収 納 率 (%)		29.29	26.72	27.82	24.82	25.26
計	調 定 額 (円)		1,317,326,680	1,340,581,000	1,665,406,610	1,736,434,330	1,755,352,590
	収 入 済 額 (円)		1,281,345,560	1,299,302,850	1,618,757,560	1,684,370,190	1,700,418,270
	収 納 率 (%)		97.27	96.92	97.20	97.00	96.87

カ 指定サービス事業者数 (H21.3月末現在)

居 宅 介 護 支 援 事 業 者	47	訪 問 看 護 事 業 者	81*
訪 問 入 浴 介 護 事 業 者	4	居 宅 療 養 管 理 指 導 事 業 者	161*
訪 問 リ ハ ビ リ テ ー シ ョ ン 事 業 者	70*	通 所 リ ハ ビ リ テ ー シ ョ ン 事 業 者	10
通 所 介 護 事 業 者	39	短 期 入 所 療 養 介 護 事 業 者	8
短 期 入 所 生 活 介 護 事 業 者	9	認 知 症 対 応 型 共 同 生 活 介 護 事 業 者	16
福 祉 用 具 貸 与 事 業 者	11	介 護 老 人 保 健 施 設 ( 老 人 保 健 施 設 )	4
介 護 老 人 福 祉 施 設 ( 特 別 養 護 老 人 ホ ー ム )	7	認 知 症 対 応 型 通 所 介 護 事 業 所	3
介 護 療 養 型 医 療 施 設 ( 療 養 型 病 床 群 )	4	夜 間 対 応 型 訪 問 介 護 事 業 所	1
小 規 模 多 機 能 居 宅 介 護 事 業 者	4	介 護 予 防 支 援 事 業 者	1
訪 問 介 護 事 業 者	40		

\*みなし指定(申請を要さず指定があったものとみなされる)を含む。

### (3) 高齢者福祉対策

高齢者の福祉対策として、福祉施設の充実と老人クラブ活動の育成強化を図るとともに在宅高齢者の福祉を重視した総合的な高齢者の福祉対策を志向している。

また、介護保険の地域支援事業で各種高齢者福祉事業を実施している。

#### ア 高齢者記念品支給事業

長寿者宅を敬老週間に訪問し、記念品を贈っている。

平成20年度105人に支給

#### イ 老人クラブ育成事業

市内に在住するおおむね60歳以上の方の健康の維持と親睦を図り、教養を高めるため、老人クラブ組織活動を啓発し、育成助長を図っている。

平成21年4月1日現在

クラブ数 132クラブ

会員数 7,946人

#### ウ 老人広場整備事業

地域高齢者の憩いの場として老人広場の整備を行い、高齢者の健康増進等福祉の向上を図っている。

#### エ 高齢者緊急通報システム

ひとり暮らしの虚弱な高齢者宅に緊急通報装置を設置し、特別養護老人ホーム「ふたば荘」をセンターとして、24時間体制で緊急通報を受信し、隣人協力者による状況確認、かかりつけ医院への連絡等独居高齢者の生命の安全と確認に努める。

平成21年4月1日現在376台を設置している。

#### オ 福祉電話の貸与

ひとり暮らしの高齢者の安否の確認、各種の相談を行うため福祉電話を設置している。

平成21年4月1日現在43台を設置している。

#### カ ねたきり老人等介護者慰労金

家庭において65歳以上のねたきり又は認知症の高齢者を介護している方に対して介護を支援し、福祉の増進を図るために、高齢者の介護保険料の所得段階に応じて月額7,000円もしくは月額5,000円を支給している。

平成20年度支給実績

ねたきり 80人 延674月分

認知症 23人 延161月分

計 103人 延835月分

#### キ 老人短期入所事業（ショートステイ）

介護されている家庭の病気療養、入院、冠婚葬祭などの理由で高齢者を介護できない場合に、短

期間養護老人ホームに入所して日常生活上のサービスを受ける。

対象者：65歳以上の高齢者で要介護認定で自立と判定された方等

利用料：1日当たり 380円

（8日目を以降は760円）

食材料費実費負担：1日当たり 780円

#### ク 老人短期入所事業（ショートステイ）

介護保険対象サービスとしても実施されるが、高齢者を介護している介護者が、病気や入院などの理由により一時的に在宅介護が困難になった場合、介護保険サービスでの老人短期入所に引き続き、期間延長ができるものとし、該当期間に介護保険利用日数を含め、連続30日の利用ができる。

対象者：おおむね65歳以上の高齢者で要介護認定で要支援以上と判定された方

利用料：1日当たり 要介護度により

1,000円～2,030円

#### ケ 独居高齢者見守り推進事業

民生委員、見守り推進員、ふれあい訪問員等支部社協、地域住民が一体となり一人暮らしの高齢者を見守り、高齢者の方の状況把握や日常生活における心身の相談に応じている。

見守り推進員

平成21年4月1日現在 対象老人3,784人

#### コ ねたきり老人等整髪サービス事業

在宅で重度のねたきり老人等を介護している方を対象に訪問理美容券を希望者に支給する。

年2回 平成20年度実績 延べ377回

#### サ 生き生きデイサービス事業（別子山地区）

別子山地区に在宅で介護保険制度で非該当（自立）と認定された方及び要介護状態が軽く、生活機能の改善が見込まれる方を対象に総合福祉センター別子山分館でデイサービスを実施し社会的孤独感の解消・自立生活の助長・心身機能の維持向上を図っている。

#### シ 笑いの介護予防促進事業

認知症予防に健康効果が期待できる「笑い」の効用に着目し、身近な地域で介護予防寄席を開催し、元気高齢者の増加を促進している。

平成20年度 4カ所実施

笑いをとり入れた介護予防教室を継続的に開催し、笑いの効能について検証する。

平成20年度 2カ所(14回)実施

新居浜笑いサミットを開催



〈介護保険 地域支援事業〉

ア 認知症高齢者家族支援事業

徘徊高齢者の早期発見・事故防止のため、位置情報検索ができる専用端末を家族に貸与する。

利用料：月額 525円

平成21年4月1日現在 貸与者2人

イ ねたきり老人衛生品支給事業

在宅で重度のねたきり老人等を介護している方を対象に紙おむつを希望者に支給する。

ウ 配食サービス事業

おおむね65歳以上の独居者、高齢者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で、食事の準備が困難な方を対象に、1日1食、週5日を限度として訪問により提供する。

エ 成年後見制度利用支援事業

認知症高齢者等の判断能力が十分でない方で成年後見開始の審判申立を行うべき方がいない方に対し、成年後見制度の利用を支援し、権利擁護を行う。

(4) 地域包括支援センター

地域における介護予防ケアマネジメント、総合相談・支援、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメントを担う中核機関として、高齢者がいつまでも住み慣れた地域で安心して生活を続けることができる

よう、総合的に支援することを目的とする。

平成20年度事業内容

1. 新予防給付マネジメント  
要支援者との新規契約件数 495件
2. 介護予防事業に関するケアマネジメント
  - ①特定高齢者把握事業 464人
  - ②特定高齢者通所介護予防事業 48人
  - ③一般高齢者施策事業  
介護予防教室の開催 15回 延べ 335人  
介護予防ボランティア養成講座 3回 延べ 115人
3. 総合相談支援事業、権利擁護事業  
相談件数 4,538件 (協力機関対応分を含む。  
また権利擁護、虐待対応を含む。)  
実態把握調査 1,483件
4. 包括的継続的ケアマネジメント
  - ①地域ケアネットワーク推進協議会開催  
小学校区単位で年62回
  - ②介護支援専門員研修会の開催  
年3回 延べ787人
  - ③ランチ(協力機関)との連絡会  
年12回
5. その他
  - ①家族介護教室 年46回 延べ 906人
  - ②介護相談員派遣事業 25施設 延べ 435人

(5) 上部高齢者福祉センター・川東高齢者福祉センター・川西高齢者福祉センター

区分	名称	上部高齢者福祉センター	川東高齢者福祉センター	川西高齢者福祉センター
所在地		中筋町一丁目6番8号 ☎43-6338	八幡二丁目10番23号 ☎32-2134	滝の宮町3番3号 ☎33-5685
敷地面積		2,464.00㎡	1,737.00㎡	1,874.00㎡
構造		鉄筋コンクリート2階建	鉄筋コンクリート2階建	鉄骨平家建
建物面積		682.83㎡	675.35㎡	596.88㎡
室構成		生活相談室、健康相談室、娯楽室、図書室、男女浴室、大集会室、機能回復訓練室、事務室、楽焼小屋	生活相談室、健康相談室、娯楽室、図書室、男女浴室、大集会室、機能回復訓練室、事務室、楽焼小屋	生活相談室、健康相談室、娯楽室、図書室、男女浴室、大集会室、機能回復訓練室、事務室、楽焼小屋
建設事業費		1億4,711万3,000円	1億8,033万4,000円	1億3,300万円
完成		昭和55年3月29日	昭和58年3月10日	昭和60年3月19日
定員		190人	190人	190人
使用料		無料	無料	無料
主な設備		冷暖房設備、入浴設備、リハビリ設備、娯楽設備等	冷暖房設備、入浴設備、リハビリ設備、娯楽設備等	冷暖房設備、入浴設備、リハビリ設備、娯楽設備等
平成20年度の利用者数		48,405人	20,530人	27,646人

高齢者に対して、各種の相談に応ずるとともに、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与することを目的とする、老人福祉法に基づく老人福祉施設で、高齢者の健康、生活等の相談、教養講座、レクリエーションの実施、高齢者の趣味グループの育成指導等の事業を行い、また機能回復訓練の設備を設けている。

なお、平成18年4月1日から指定管理者制度を導入し、施設の管理運営を社会福祉法人新居浜市社会福祉協議会に行わせている。

指定期間 平成18年4月1日～  
平成23年3月31日（5年間）

沿革 昭和26年8月に開設。昭和48年3月、昭和58年2月に園舎施設の改築を行い、平成7年7月に厨房食堂の増改築を実施した。

敷地面積 4,308.84㎡  
構造 補強ブロック造一部2階建  
建物面積 2,233.37㎡  
室構成 居室48室、静養室、食堂、面接室、  
娯楽室、浴室、医務室、調理室、事務室等

定員 96人  
入所状況 68人（21.4.1現在）

(6) 慈光園

目的 老人福祉法に基づいて設置した養護老人ホームである。65歳以上の者で環境上の理由及び経済的理由により居宅において養護を受けることが困難な者を入所させ、養護することを目的とする。

所在地 滝の宮町2番1号  
☎32-4325

(7) 軽費老人ホーム

- ・軽費老人ホーム（A型）  
低額な料金で、高齢者を入所させ、給食その他日常生活に必要な便宜を供与することを目的とする施設。
- ・軽費老人ホーム（ケアハウス）  
施設処遇よりも入所者の個人の自立性を尊重した在宅処遇を目指す施設。

区分	軽費老人ホーム				
施設名称	宝寿園	ケアハウスファミリア	ケアハウス白寿	ケアハウス夢テラス	ケアハウスプラチナガーデン
経営主体	社会福祉法人 宝集会	社会福祉法人 はびねす福祉会	社会福祉法人 すいよう会	社会福祉法人 三恵会	社会福祉法人 はびねす福祉会
所在地	荷内町2番21号 ☎46-2080	船木甲2216番地の29 ☎40-2001	清住町1番37号 ☎46-5252	西の土居町二丁目 8番12号 ☎33-4477	一宮町二丁目 6番72号 ☎31-3200
敷地面積	5,109.54㎡	7,463.95㎡	3,511.23㎡	9,925㎡	8,497.88㎡
構造	鉄筋コンクリート造 2階建	鉄筋コンクリート造 4階建	鉄筋コンクリート造 3階建	鉄筋コンクリート造 4階建	鉄筋コンクリート造 2階建
建物面積	1,517.40㎡	1,244.37㎡	1,184.76㎡	1,369.58㎡	4,499.43㎡
事業費	3億853万5,000円	2億7,153万7,000円	2億4,907万円	3億2,721万円	18億5,023万円
開設年月日	昭和58年11月1日	平成6年4月1日	平成8年4月1日	平成10年12月1日	平成17年6月1日
定員	50人	30人	28人	30人	60人
入所状況 (21.4.1現在)	48人	27人	28人	26人	58人
主な設備	各室電話設置	個室24室、夫婦室3室	個室24室、夫婦室2室	個室22室、夫婦室4室	個室48室、夫婦室6室 ・老人短期入所 ・デイサービスセンター ・ヘルパーステーション ・在宅介護支援センター ・居宅介護支援事業所



### 3 児 童 福 祉

(1) 保 育 所

ア 保 育 所 一 覧 表

(認可保育所)

(21. 4. 1 現在)

区 分	保 育 所 名	認可年月日	面 積		認 可 定 員			職 員			
			敷 地	建 物	2歳 未 満	2歳 以 上	計	園 長	保 育 士	そ の 他	計
公 立	若 水 乳 児 園	昭23.12. 1	m <sup>2</sup> 1,871.07	m <sup>2</sup> 498.11	人 25	人 20	人 45	人 1	人 8	人 3	人 12
	若 宮 保 育 園	44. 4. 1	2,798.00	222.48	6	39	45	1	7	3	11
	新 居 浜 保 育 園	23. 9. 3	3,087.60	848.60	15	105	120	1	13	4	18
	金 子 保 育 園	27. 9.19	2,621.00	693.95	12	78	90	1	18	5	24
	高 津 保 育 園	44. 4. 1	4,094.08	794.22	20	70	90	1	13	5	19
	垣 生 保 育 園	25. 3. 1	2,237.56	670.64	0	60	60	1	12	3	16
	多 喜 浜 保 育 園	36. 4. 1	2,089.00	697.25	21	99	120	1	15	4	20
	東 田 保 育 園	30. 9. 1	3,104.51	699.60	20	100	120	1	11	4	16
	船 木 保 育 園	29. 8. 1	2,186.35	452.10	15	65	80	1	12	4	17
	角 野 保 育 園	26. 4.30	1,819.60	381.24	10	50	60	1	8	4	13
	中 萩 保 育 園	27. 9. 1	2,522.30	880.37	14	126	140	1	16	6	23
	大 生 院 保 育 園	26. 4.30	3,221.85	798.00	20	100	120	1	14	4	19
小 計	12カ所	31,652.92	7,636.56	178	912	1,090	12	147	49	208	
私 立	朝 日 保 育 園	昭23. 9. 3	1,650.00	640.82	13	77	90	1	24	5	30
	み な と 保 育 園	46.10. 1	851.16	399.64	12	48	60	1	13	2	16
	十 全 保 育 園	55. 4. 1	1,329.54	1,158.82	45	75	120	1	18	5	24
	新 居 浜 八 雲 保 育 園	平20. 4. 1	2,739.71	849.50	15	135	150	1	20	7	28
	ルンビニ乳幼児保育園	昭48. 4. 1	1,732.00	607.02	35	25	60	1	17	5	23
	さ くら 乳 児 園	52.12. 1	200.14	241.20	20	10	30	1	12	3	16
	新 居 浜 南 沢 津 保 育 園	平21. 4. 1	3,320.18	813.75	24	136	160	1	19	6	26
	ミドリ 保 育 園	昭57. 9. 1	2,469.31	518.73	35	85	120	1	19	4	24
	め ぐ み 保 育 園	44. 8. 7	2,382.45	825.78	36	84	120	1	19	5	25
	新 田 保 育 園	61. 1. 1	1,322.33	617.04	20	70	90	1	20	3	24
	泉 川 保 育 園	23. 6.24	2,055.90	874.93	20	100	120	1	20	4	25
	み どり 園 保 育 所	27. 5.26	3,415.40	1,758.07	50	150	200	1	28	6	35
	す み れ 保 育 園	57. 9. 1	621.00	563.03	9	81	90	1	14	5	20
	新 居 浜 上 部 乳 児 保 育 園	53. 4. 1	1,761.00	453.00	42	18	60	1	16	4	21
新 居 浜 萩 生 保 育 園	57. 4. 1	2,351.00	493.27	10	80	90	1	14	3	18	
小 計	15カ所	28,201.12	10,814.60	386	1,174	1,560	15	273	67	355	
合 計	27カ所	59,854.04	18,451.16	564	2,086	2,650	27	420	116	563	

(へき地保育所)

(21. 4. 1 現在)

保 育 所 名	認可年月日	面 積		定 員			職 員			
		敷 地	建 物	2歳 未 満	2歳 以 上	計	園 長	保 育 士	そ の 他	計
別 子 保 育 園	—	m <sup>2</sup> 861.73	m <sup>2</sup> 204.93	人 —	人 —	人 30	人 (1)	人 2	人 0	人 3

※ 園長は兼任

イ 入所状況 ( )は広域入所含む (21.4.1 現在)

年度	申込者数	要入所者数	入所者数	入所率	未処置者数
17	2,764 (2,799)	2,725 (2,760)	2,725 (2,760)	100.00	0
18	2,715 (2,748)	2,682 (2,715)	2,682 (2,715)	100.00	0
19	2,696 (2,726)	2,646 (2,676)	2,646 (2,676)	100.00	0
20	2,606 (2,627)	2,562 (2,583)	2,562 (2,583)	100.00	0
21	2,684 (2,714)	2,665 (2,695)	2,665 (2,695)	100.00	0

ウ 充足状況 ( )は広域入所含む (21.4.1 現在)

年 度	認可定員	入所者数	充足率
17	2,680	2,725 (2,760)	101.7% (103.0)
18	2,650	2,682 (2,715)	101.2 (102.5)
19	2,650	2,646 (2,676)	99.8 (101.0)
20	2,650	2,562 (2,583)	96.7 (97.5)
21	2,650	2,665 (2,695)	100.6 (101.7)

エ 一時保育事業

一時保育事業は、市内に在住する1歳以上の就学前児童であって、保護者の就労形態等により家庭における保育が断続的に困難となる児童及び保護者の傷病、入院、私的理由等により、緊急・一時的に保育を必要とする児童に対する保育サービス及び保護者の育児に伴う心理的・肉体的負担を解消するための保育サービスを通常の保育時間(午前7時30分～午後6時)内で、原則として平均週3日を限度として保育を行う事業である。

- ・実施園 金子保育園、垣生保育園
- ・保育料 1日 1,500円
- ・平成20年度利用者数 延べ2,418人

オ 延長保育促進事業

延長保育促進事業は、保護者の就労時間、通勤時間等を考慮し、真に延長保育が必要と認められる児童に対し、延長保育を行う事業で、私立保育所15園で実施している。

- ・平成20年度実施園  
泉川保育園、朝日保育園、新田保育園、十全保育園、ルンビニ乳幼児保育園、さくら乳児園、みなと保育園、ミドリ保育園、めぐみ保育園、

すみれ保育園、みどり園保育所、新居浜上部乳児保育園、新居浜菘生保育園、新居浜八雲保育園

カ 地域子育て支援センター事業

子育て家庭等に対する育児不安等について相談指導及び子育てサークル等への支援ならびに地域の保育ニーズに応じ、地域の保育所等との連携を図り、地域全体で子育てを支援している。

- ・実施園 私立保育所  
泉川保育園、朝日保育園
- ・平成20年度実績 相談件数 509件  
サークル活動参加 延 5,999人

キ 障害児保育事業

保育に欠ける障害児で、保育所で行う集団保育になじむ児童を健常児とともに保育所に受入れて、その健全な社会性の発達の促進を図り、健常児にとっても障害児との統合保育によって障害児に対する理解を深め、いたわりや優しさを養い、思いやりのある人間として育てる保育を実施している。

- ・実施園 公立保育所  
新居浜保育園、金子保育園、高津保育園、南沢津保育園、垣生保育園、東田保育園、船木保育園、角野保育園、大生院保育園
- 私立保育所  
朝日保育園、十全保育園、新田保育園、泉川保育園、みどり園保育所、新居浜菘生保育園、新居浜八雲保育園
- (障害児保育は全園で実施するが、平成20年度障害児を受け入れた園)

- ・平成20年度 公立保育所 障害児 22人  
私立保育所 " 25人

ク 保育所地域活動事業

地域に開かれた保育所として保育所の専門的機能を地域住民のために活用してもらうために地域の需要に応じて世代間交流等事業、育児講座・育児と仕事両立支援事業、異年齢児交流等の幅広い活動を推進することによって児童の福祉向上を図っている。

- ・実施園 公立保育所 12園  
私立保育所 15園

ケ 乳幼児健康支援デイサービス事業

新居浜市に在住の就学前児童及び小学校低学年児童が、病気の回復期に保護者の勤務の都合、傷病、事故、出産、冠婚葬祭等、やむを得ない理由により、家庭で育児を行うことが困難なとき預かる事業

・実施園 なかよし園

・利用料 生活保護世帯は無料、市民税非課税世帯は1日1,800円、その他の世帯は1日2,700円

・平成20年度利用者 延 641人

コ 保育料徴収基準額（月額）

平成21年度 新居浜市保育所保育料徴収基準額表

(21.4.1・単位：円)

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分		保育料徴収額（月額）			
階層区分	定 義	3歳未満児	3歳児	4歳以上児	
A	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0	0	0	
B	A階層及びD <sub>1</sub> ～D <sub>6</sub> 階層を除き、前年度分の市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	市町村民税非課税世帯	5,000 (2,500)	3,400 (1,700)	3,400 (1,700)
C 1		均等割の額のみ(所得割の額のない世帯)	16,000 (8,000)	13,500 (6,750)	13,500 (6,750)
C 2		所得割の額のある世帯	19,500 (9,750)	16,500 (8,250)	16,500 (8,250)
D 1	A階層を除き、前年分の所得税課税世帯であって、その所得税の額の区分が次の区分に該当する世帯	8,500円未満	24,600 (12,300)	22,200 (11,100)	22,200 (11,100)
D 2		8,500円以上 40,000円未満	30,000 (15,000)	27,000 (13,500)	27,000 (13,500)
D 3		40,000円以上 70,000円未満	40,000 (20,000)	34,000 (17,000)	30,500 (15,250)
D 4		70,000円以上 103,000円未満	44,500 (22,250)	37,000 (18,500)	33,100 (16,550)
D 5		103,000円以上 413,000円未満	57,000 (28,500)	38,000 (19,000)	35,300 (17,650)
D 6		413,000円以上	60,000 (30,000)	40,000 (20,000)	37,100 (18,550)

(保育料決定にあたっての所得税額とは、住宅借入金等特別控除・住宅耐震改修特別控除・配当控除・外国税額控除をする前の税額)

次の(1)、(2)のいずれかに該当する世帯の児童のうち、B及びC 1、C 2の階層に認定された場合の保育料は、次表のとおりとする。

- (1) 母子世帯等 母子及び寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)に規定する配偶者のいない女子で、現に児童を扶養している者の世帯及びこれに準ずる父子家庭の世帯
- (2) 在宅障害児(者)のいる世帯 次に掲げる児(者)を有する世帯をいう
  - ア 身体障害者福祉法第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者
  - イ 療育手帳制度要綱に定める療育手帳の交付を受けた者
  - ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
  - エ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律に定める特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金法に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者

(単位：円)

階層区分	保育料徴収額（月額）		
	3歳未満児	3歳児	4歳以上児
B	0 (0)	0 (0)	0 (0)
C 1	15,000 (7,500)	12,500 (6,250)	12,500 (6,250)
C 2	18,500 (9,250)	15,500 (7,750)	15,500 (7,750)

同一世帯から2人以上の児童が保育所・幼稚園、認定子ども園等に入所している場合の保育料徴収額

ア 最も徴収基準額が低い児童 (最も徴収基準額の低い児童が2人以上の場合は、そのうち1人とする。)	徴収基準額表に定める額
イ ア以外の児童のうち、最も徴収基準額が低い児童 (最も徴収基準額の低い児童が2人以上の場合は、そのうち1人とする。)	徴収基準額表×0.5
ウ 上記以外の児童	無 料

注：10円未満の端数は切り捨てる。

サ 階層別入所状況

(21.4.1 現在・単位：人)

区分		階層区分	第1	第2	第3	第4	第5	第6	第7	計
公 立	全額該当児童数		4	137	105	169	197	136	29	777
	半額該当児童数		0	34	31	50	56	39	6	216
	無料該当児童数		0	2	4	7	3	1	0	17
私 立	全額該当児童数		7	203	165	282	287	237	40	1,221
	半額該当児童数		0	65	65	90	85	54	8	367
	無料該当児童数		0	12	12	8	6	3	1	42
計			11	453	382	606	634	470	84	2,640

## (2) 児童福祉対策

区 分	対 象 者	給付金額等	受 給 者 数	支 給 額	実 施 時 期
乳 幼 児 医 療 費 助 成	乳幼児(就学前)を養育している者で健康保険加入者 (平成14年4月より3歳から就学前まで入院医療費助成を拡大)	保険診療に伴う自己負担分	支払い件数 64,374件 (平成20年度)	170885千円 (平成20年度)	昭和48年4月1日
児 童 手 当	小学校修了前の児童を養育している者で所得限度額以内の者	3歳未満の児童1人につき 月額 10,000円 3歳以上の児童第1・2子 1人につき 月額 5,000円 第3子以降 1人につき 月額 10,000円 (平成19年4月改定)	7,502人 (21. 2. 1 現在)	974,156千円 (平成20年度)	昭和47年1月1日
児 童 手 当 (市単独事業)	本市に住所を有する者で4人以上の児童(義務教育終了前の児童)を扶養している保護者。ただし、児童手当法による児童を除く。	第4子以降児童1人につき月額 1,000円	4人 (21. 3. 31 現在)	56千円 (平成20年度)	昭和45年4月1日
児 童 扶 養 手 当	父と生計を同じくしていない18歳に達する日以降、最初の3月31日までにある児童又は20歳未満の障害者を監護している母、又は養育者に支給される。父が一定の障害の状態にある児童を養育している場合も支給の対象となる。 所得制限がある。	月額 1人目 受給者の所得額により 41,720円から 9,850円の間 で決定。 (平成18年4月から額改定) 2人目(加算) 5,000円 3人目以降(加算) 3,000円	1,300人 (21. 3. 31 現在)	568,664千円 (平成20年度)	昭和37年1月1日
特 別 児 童 扶 養 手 当	20歳未満で、精神又は身体に障害を有する児童を監護している父母、又は父母にかわって監護している養育者に支給される。所得制限がある。	月額 1人 重度 50,750円 中度 33,800円	226人 (21. 3. 31 現在)	県 費	昭和39年9月1日
災 害 遺 児 福 祉 手 当 (県単独事業)	義務教育終了前の児童及び高等学校在学中の者で、生計を維持していた父もしくは母が労働災害、交通災害及び天災等で死亡した遺児の保護者	月額 児童1人につき 3,000円	10人 (21. 3. 31 現在)	県 費	昭和47年4月1日
就学前医療費 助 成 (市単独事業)	3歳から就学前の幼児を養育している者で健康保険加入者	保険診療に伴う自己負担分 (外来のみ)	支払件数 62,228件 (平成20年度)	90,633千円 (平成20年度)	平成20年1月1日

(3) 家庭児童相談員の設置

近年、社会の変動に伴い、児童養育に関し、いろいろな問題が発生しているが、その問題に対し、適切な助言や指導を行い、児童福祉の健全化と向上を図るため、専門相談員を設置している。

平成20年度相談件数 358件

(4) 放課後児童クラブ

就労等により昼間家庭に保護者がいない児童（小学校1年～3年）を対象に、その児童の健全育成を図るため、放課後児童クラブを開設している。

実施場所 18カ所

(5) 中央児童センター・川東児童センター・上部児童センター・瀬戸児童館

児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、また情操を豊かにすることを目的とした児童福祉法に基づく児童厚生施設で、次の事業を行っている。

- ・児童の集団的及び個別的遊び、並びに体力増進の指導
- ・児童のための地域組織活動の育成
- ・留守家庭児童の保護者育成の援助
- ・その他目的達成に必要な事業

中央児童センター、川東児童センター及び瀬戸児童館の3施設については、昭和62年4月1日から、上部児童センターは平成元年4月1日からそれぞれ管理業務を社会福祉法人新居浜社会福祉事業協会に、平成8年4月1日からは新居浜市社会福祉協議会に委託している。

なお、平成18年4月1日から指定管理者制度を導入し、施設の管理運営を社会福祉法人新居浜市社会福祉協議会に行わせている。

指定期間 平成18年4月1日～

平成23年3月31日（5年間）

名称 区分	中央児童センター	川東児童センター	上部児童センター	瀬戸児童館
所在地	繁本町8番10号	八幡二丁目10番22号	中萩町10番13号	瀬戸町7番32号
電話	☎ 34-8600	☎ 32-8966	☎ 43-3612	☎ 41-1983
敷地面積	927.85㎡	1,618.79㎡	2,761.66㎡	2,485.35㎡
構造	鉄筋コンクリート造 2階建 各室冷暖房完備	鉄筋コンクリート造 平家建 各室冷暖房完備	鉄筋コンクリート造 2階建 各室冷暖房完備	鉄筋コンクリート造 平家建 各室冷暖房完備
建物面積	492.61㎡	343.16㎡	533.09㎡	328.50㎡
室構成	遊戯室、工作室、図書室、集会室、学習室、屋上遊戯室、事務室	遊戯室、工作室、図書室、集会室、屋外遊戯室、事務室	遊戯室、工作室、図書室、集会室、屋外遊戯室、事務室	遊戯室、図書室、集会室、屋外遊戯室、事務室
事業費	6,337万円	1億1,950万円	1億3,460万円	1億9,300万円
完成	昭和54年1月31日	昭和59年3月26日	昭和62年3月18日	昭和57年3月20日
平成20年度の利用者数	36,829人	27,032人	44,859人	27,866人



#### (6) 東新学園

保護者のいない児童、虐待されている児童、その他環境上養護を要する児童を入所させ、養護し、あわせてその自立を支援することを目的とする児童福祉法第41条に基づく児童養護施設

所在地 西連寺町二丁目8番32号

☎ 41-6274

沿革 昭和27年8月に泉川町立として発足。その後昭和30年4月、新居浜市に合併して新居浜市立となり、昭和43年には市立少年憩の家を合併し、昭和45年4月に現在地に移転した。昭和63年3月にはプレイルームを増築し、平成7年3月には一部児童居室の改造並びに全館に冷暖房を完備し、平成14年2月に公共下水道接続工事と外壁塗装替等の再生事業を実施し、平成20年8～10月には床・内壁他の改修工事を実施した。なお、入所定数は平成16年7月に50人から28人に改定した。

敷地面積 3,359.00 m<sup>2</sup>

構造 鉄筋コンクリート一部鉄骨ブロック造2階建及び鉄骨造平家建

建物面積 1,079.13 m<sup>2</sup>

入所定数 28人

入所状況 21人 (21.4.1現在)

#### (7) 児童遊園地・子供広場

児童に健全な遊びを与えて健康を増進させ、心身ともにすこやかに成長させるとともに、児童を交通事故等から守るため、児童遊園地、子供広場を設置している。

##### ・児童遊園地

児童遊園地の敷地については、公有地の一部並びに住民等から提供されるものをもって充てている。

面積は原則として500m<sup>2</sup>以上であり、用地の使用期間は5年以上である。

児童遊園地には遊具、砂場等を設置する。また、利用対象児童数（主として3歳以上の幼児又は小学校低学年生）は、おおむね200人以上とする。

設置数 8カ所 (21.4.1現在)

総合面積 9,318.42 m<sup>2</sup>

##### ・子供広場

子供広場は多数の児童に利用させることを目的として自治会が用地を確保し、市に設置の申請をする。申請内容が市の定める基準に適合していれば設置される。面積は原則として330m<sup>2</sup>以上で利用対象児童数は、おおむね50人以上とする。

設置数 61カ所 (21.4.1現在)

総面積 28,483.02 m<sup>2</sup>

#### (8) ファミリーサポートセンター

「子育ての手助けをしてほしい人」と「子育ての手助けをしたい人」を会員として募り、相互援助活動を支援する。

平成20年度活動件数 3,987件

## 4 母子・父子福祉

#### (1) 母子福祉対策

##### ア 母子相談

母子家庭の生活相談及び貸付給付等に対する指導、助言を行っている。

母子自立支援員 1人

相談日 月・水・木・金曜日

件数 217件 (平成20年度)

##### イ 母子家庭医療費助成制度

母子家庭の保健の向上と福祉の増進を図るため、昭和49年10月から医療費の自己負担分について助成している。

対象人数 3,076人 (21.3.31現在)

医療件数 33,566件 (平成20年度)

医療費総額 328,280,505円 (平成20年度)

市助成額 92,705,551円 (平成20年度)

##### ウ 母子・寡婦福祉資金貸付制度

母子及び寡婦福祉法第6条の規定により、配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの及び配偶者と死別又は生別した女子及びその女子が扶養している20歳以上の子に対し、経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、扶養している児童の福祉を増進するため、資金を貸し付けている。

新規貸付状況 (単位：千円)

貸付種目	18		19		20	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
事業開始資金						
事業継続資金						
修学資金	10	14,754	10	13,331	10	19,806
技能習得資金						
修業資金	3	2,300			1	296
就職支度資金						
生活資金			1	4,935	3	1,213
住宅資金						
転宅資金	1	200			1	60
就学支度資金	4	1,325	7	2,205	14	4,535
療養資金						
結婚資金						
計	18	18,579	18	20,471	29	25,910

エ 母子家庭小口資金貸付制度

母子の生活安定と福祉の増進を図るため、緊急に資金の必要が生じた場合、応急的に経済援助を行う目的で、小口資金の貸付業務を新居浜市社会福祉協議会に運営委託をしている。

貸付金額 1世帯につき 5万円（無利子）  
 返済方法 10カ月均等月賦償還  
 平成20年度実績 7件

オ 婦人相談

指導や保護の必要な婦人の早期発見を図るとともに、婦人の生活、職業その他いろいろな問題についての相談、指導、助言等を行っている。

また、関係機関との連絡調整も行っている。

家庭、婦人相談員 1人  
 相談日 月～金曜日（水曜日の午前を除く）  
 件数 368件（平成20年度）

(2) 清光寮（母子生活支援施設）

配偶者のない女子、またこれに準ずる事情にある女子及びその者が監護すべき児童を入所させて、これらの者を保護することを目的とした児童福祉法に基づく入所施設で要保護児童の健全育成を図るとともに母子生活の向上、自立を促進させるように指導している。

所在地 中筋町二丁目4番37号  
 ☎41-6338

沿革 昭和26年4月1日に認可され、開始されたが、昭和48年5月26日改築、現在に至っている。

敷地面積 1,463.43㎡  
 構造 コンクリートブロック造2階建  
 建物面積 964.54㎡  
 定員 20世帯  
 入所状況 6世帯16人（21.4.1現在）

(3) 父子福祉対策

父子家庭の生きがいの追求と安定した生活の充実を図るため、次の施策を実施している。

ア 父子相談

父子家庭の福祉の増進と、健全化を図るため、父子家庭児童の養育等について適切な助言と指導を行っている。

家庭、婦人相談員 1人  
 相談日 月～金曜日（水曜日の午前を除く）  
 件数 2件（平成20年度）

イ 父子家庭小口資金貸付制度

父子の生活安定と福祉の増進を図るため、緊急に資金の必要が生じた場合、応急的に経済援助を行う目的で、小口資金の貸付業務を新居浜市社会福祉協議会に運営委託をしている。

貸付金額 1世帯につき5万円（無利子）  
 返済方法 10カ月均等月賦償還  
 平成20年度実績 0件

## 5 心身障害者福祉

### (1) 障害者手帳所持者数

#### 【身体障害者手帳所持者数】

(21.4.1現在・単位：人)

障害	等級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計
	視覚障害	18歳未満	1	1	1	0	0	0
18歳以上		154	137	22	32	61	28	434
聴覚障害	18歳未満	1	3	0	1	0	4	9
	18歳以上	21	107	56	79	0	111	374
音声障害	18歳未満	0	0	2	0	0	0	2
	18歳以上	1	3	23	22	0	0	49
肢体不自由	18歳未満	30	14	4	6	3	0	57
	18歳以上	710	766	409	697	320	130	3,032
心臓機能障害	18歳未満	10	0	3	1	0	0	14
	18歳以上	828	11	208	101	0	0	1,148
腎臓機能障害	18歳未満	0	0	0	0	0	0	0
	18歳以上	346	0	1	2	0	0	349
呼吸器機能障害	18歳未満	0	0	1	1	0	0	2
	18歳以上	31	8	38	13	0	0	90
膀胱・直腸機能障害	18歳未満	0	0	0	0	0	0	0
	18歳以上	0	2	8	145	0	0	155
小腸機能障害	18歳未満	0	0	0	0	0	0	0
	18歳以上	0	0	1	0	0	0	1
免疫機能障害	18歳未満	0	0	0	0	0	0	0
	18歳以上	3	2	0	0	0	0	5
小計	18歳未満	42	18	11	9	3	4	87
	18歳以上	2,094	1,036	766	1,091	381	269	5,637
合計		2,136	1,054	777	1,100	384	273	5,724

#### 【療育手帳(知的障害者)所持者数】

区分	A級 (最重度・重度)	B級 (中度・軽度)	計
18歳未満	91	209	300
18歳以上	279	302	581
計	370	511	881

#### 【精神障害者保健福祉手帳所持者数】

	1級	2級	3級	計
計	51	300	73	424

### (2) 心身障害者(児)福祉対策

区分	対象者	給付金額等(円)	対象者数(人)	支給額(円)	開始時期
福祉手当	身障法の1級と2級の一部最重度の知的障害者(ただし、障害に対する年金を受けている人、または施設に入所している者を除く。)	月額 14,380円	50 (21.3.31現在)	9,231,960 (平成20年度)	昭和50年10月1日
特別障害者手当	在宅重度障害者(重複障害者)	月額 26,440円	150 (21.3.31現在)	43,996,160 (平成20年度)	昭和61年4月1日
障害児福祉手当	身障法の1級と2級の一部最重度の知的障害児(20歳未満)(施設入所者は除く。)	月額 14,380円	104 (21.3.31現在)	17,112,200 (平成20年度)	昭和61年4月1日

区 分	対 象 者	給付金額等(円)	対象者数(人)	支給額(円)	開 始 時 期
重度心身障害者(児)医療助成	身体障害者手帳1、2級又は療育手帳A級所持者および身体障害者手帳3～6級と療育手帳B級を合わせもつ人	保険診療に伴う自己負担分	3,341 (21.3.31現在)	514,174,275 (平成20年度)	昭和49年3月26日
補装具交付・修理	18歳未満で身体障害者手帳所持者	補装具の種類 盲人安全杖、義眼、眼鏡、補聴器、車いす、義足、義手等	34件 (平成20年度)	7,174,103 (平成20年度)	昭和48年6月28日
	18歳以上で身体障害者手帳所持者		108件 (平成20年度)	7,302,126 (平成20年度)	
日常生活用具給付等事業	在宅の重度障害者・児で、給付等の対象に該当する者	日常生活用具の種類 ポータブルレコーダー、文字放送デコーダー等	2,452件 (平成20年度)	22,738,155 (平成20年度)	昭和47年8月15日

#### ア 運賃割引制度

身体障害者手帳を有する者は、手帳の呈示によりJR・国内の航空機(1種の場合は介護者も)、四国内の私鉄・バスの運賃割引が適用される。また、県内のタクシーは、手帳の呈示により運賃割引が受けられる。

#### イ 点字広報・声の広報等発行事業

身体障害者福祉の一環と広報活動の充実を目的として、毎月1日発行の「市政だより」の内容を点字にし、希望者に送付している。また「市政だより」の内容を録音したテープを複製して、視力障害者へ郵送し、各公民館、図書館、福祉課での貸し出しを実施している。

なお、市役所から発送する文書に課名点字シールを添付し、差出課がすぐわかるように点字シールも作成している。

#### ウ 声の図書室事業

視覚障害者福祉の向上と文化活動に寄与することを目的として、小説、新聞のコラム欄等を録音したテープを貸出申込者に対して郵送している。

#### エ 心身障害者扶養共済制度

心身障害者の保護者の相互扶助の精神に基づき、保護者の死亡後または廃疾後の心身障害者に年金を支給して、心身障害者の生活の安定と福祉の増進に資するとともに、心身障害者の将来に対して保護者がいなく不安の減少を図ることを目的としている。

加入者	154人	(21.4.1現在)
市支出金	6,614,963円	} (平成20年度)
県支出金	7,614,979円	
個人掛金	19,616,158円	
年金及び支給状況	月額2万円(1口につき)	
受給者	94人	

#### オ 障害者自立支援法 障害福祉サービス

平成15年4月1日より措置制度から障害者の立場に立った福祉サービスを利用できるように、利用者自らがサービスを選択し事業者と契約して、サービスを利用する「支援費制度」が開始された。

平成18年4月1日より障害者自立支援法が施行され、障害の種別にかかわらず利用できる「障害福祉サービス」に移行している。

#### 障害福祉サービス

種 類		内 容
介 護 給 付	居 宅 介 護 (ホームヘルプ)	自宅で入浴、排泄、食事の介護等を行います。
	重 度 訪 問 介 護	重度の肢体不自由で常に介護が必要とする人に自宅で入浴、排泄、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
	行 動 援 護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。

介護給付	児童デイサービス	障害児に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行います。
	短期入所（ショートステイ）	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排泄、食事の介護等を行います。
	生活介護	常に介護を必要とする人に、日中、入浴、排泄、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
	共同生活介護（ケアホーム）	夜間や休日、共同生活を行う住居で、入浴、排泄、食事の介護等を行います。
	施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排泄、食事の介護等を行います。
訓練等給付	自立訓練	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労移行支援	一般企業への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労継続支援	一般企業での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
	共同生活援助（グループホーム）	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。
地域生活支援事業	移動支援	野外での移動が困難な障害のある人について、外出のための支援を行います。
	日中一時支援	障害者（児）を障害者支援施設において、日中に一時預かりする「日中短期入所事業」、また、障害児の放課後児童クラブとして、「タイムケア事業」を行い支援しています。
	訪問入浴支援	重度の肢体不自由で常に介護が必要とする人の居宅に訪問し、移動入浴車にて入浴サービスを行います。
	相談支援事業	障害のある人、その保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報提供等や権利擁護のために必要な援助を行います。
	地域活動支援センター	障害のある人が通い、創作的活動又は生産活動の提供、社会との交流の促進等の便宜を図ります。
	その他	コミュニケーション支援事業、日常生活用具給付等事業、社会参加促進事業等

施設サービス（旧法施設）

種類	内容	対象者
更生施設	自立した生活を送れるよう日常動作の訓練などが受けられる。	身体障害者 知的障害者
授産施設	自立のための職業の訓練や提供が受けられる。	身体障害者 知的障害者
療護施設	入所して治療や日常生活の援護が受けられる。	身体障害者
通勤寮	働いている障害者が自立自活のための訓練が受けられる。	知的障害者

旧法施設入所状況（新居浜市入所人員）

（21.4.1現在）

身体障害者				知的障害者			
種類	施設名	所在地	人員	種類	施設名	所在地	人員
入所療護	ライフまつの	松野町	1	入所授産	はばたき授産園	松山市	4
	大洲ホーム	大洲市	1		西条福祉園	西条市	9



身 体 障 害 者				知 的 障 害 者			
種類	施 設 名	所 在 地	人員	種類	施 設 名	所 在 地	人員
入所療護	ア イ ル	松 山 市	1	通所授産	す い よ う 作 業 所	新 居 浜 市	38
	三 恵 ホ ー ム	東 温 市	4		わ か ば 共 同 作 業 所	新 居 浜 市	16
	て い ず い	西 条 市	11	入所更生	松 葉 学 園	西 予 市	1
あ ゆ み 苑	新 居 浜 市	12	希 望 の 森		西 予 市	1	
入所授産	愛媛県身体障害者授産所	松 山 市	1		久 谷 育 成 園	松 山 市	2
	東 予 希 望 の 家	西 条 市	2		北 条 育 成 園	松 山 市	1
					日 野 学 園	松 山 市	1
					い つ き の 里	松 山 市	3
					ひ ら い 園	松 山 市	1
					希 望 ケ 丘	砥 部 町	1
					星 の 里	西 条 市	7
					西 条 市 道 前 育 成 園	西 条 市	4
					西 条 市 東 予 学 園	西 条 市	3
					く す の き 園	新 居 浜 市	53
					ま さ き 育 成 園	新 居 浜 市	34
					な か ま た ち	四 国 中 央 市	13
					太 陽 の 家	四 国 中 央 市	3
				通所更生	ウ イ ズ	松 山 市	1
				通勤寮	愛媛県知的障害者通勤寮	松 山 市	1
	計		33		計		197

#### カ 手話通訳者・要約筆記者派遣事業

聴覚障害者等の社会生活におけるコミュニケーションを円滑にするため、公的機関・医療機関及び各種行事等に通訳を派遣し、社会参加の促進、福祉の向上を図ることを目的としている。

業務については、新居浜市社会福祉協議会へ委託している。

#### キ 各種事業・行事の実施

市民の障害者への理解と協力が得られるよう、生き生きしあわせフェスティバルを開催。また、障害者の社会参加と自立を促進するため、身障者体育大会、福祉のつどい等を実施している。

#### ク ともに生きるまちづくりをめざして

障害者自らの主体性、自立性を尊重しながら、すべての市民の参加によるすべての市民のための平等な福祉のまちづくりをめざすため、平成7年11月に新居浜市新障害者(児)福祉対策長期指針を策定し、平成18年度に見直しを行い新居浜市障害者計画・障害福祉計画を策定した。また、平成20年度にその障害福祉計画の部分を見直し、第2期新居浜市障害福祉計画を策定した。

#### ケ 精神障害者居宅生活支援

平成18年4月1日より障害者自立支援法へ統合された。

#### (3) くすのき園(知的障害者更生施設)

知的障害者福祉法に基づき、満18歳以上の知的障害者が入所し、これを援護するとともに、日常生活の自立と身辺処理能力を助長する。また作業支援等を通じて、社会生活に必要な知識、技能の修得に努めさせている。

援護を行う者の疾病その他の理由により居宅において援護を受けることが一時的に困難になった知的障害者(児)を障害者自立支援法に基づき、短期入所事業(ショートステイや日中受け入れ等の居宅支援)を行う。平成16年4月1日より指定管理者制度を導入し、管理運営を社会福祉法人わかば会に行わせている。

所在地 萩生1834番地の1

☎ 41-6361

沿革 昭和33年開設の東雲学園。それを引き継いだ知的障害児施設「新居浜学園」



は昭和37年の開設から約36年間に及んだが、同学園は平成6年3月31日に閉園となり、新たに知的障害者更生(成人)施設となり、名称も「くすのき園」と改めた。

敷地面積 7,803.36㎡  
 構造 鉄筋コンクリート造平家建  
 (管理棟は一部2階建)  
 建物面積 2,278.67㎡  
 定員 60人  
 短期入所(ショートステイ) 4床  
 入所状況 60人(21.4.1現在)  
 (うち新居浜市53人)  
 指定管理者 船木甲741番地1  
 社会福祉法人 わかば会  
 指定期間 平成21年4月1日～  
 平成26年3月31日(5年間)

(4) 心身障害者福祉センター

心身障害者(児)の福祉の増進を図るため、障害者自立支援法による生活介護・生活訓練事業、心身障害者(児)の福祉更生にかかる相談、訓練及び講習会の開催、団体活動及び奉仕活動の場の提供などの事業を行っている。

また、同センターには小規模作業所を併設しており、機能回復及び社会復帰を図る諸作業の訓練も行っている。なお、平成18年4月1日から指定管理者制度を導入し、施設の管理運営を社会福祉法人新居浜市社会福祉協議会に行わせている。

指定期間 平成21年4月1日～  
 平成26年3月31日(5年間)

区分	名称	心身障害者福祉センター	作業訓練所
所在地	庄内町一丁目14番18号 ☎33-3341		
敷地面積	5,324.98㎡		
建物構造	鉄筋コンクリートブロック造平家建	鉄筋コンクリート造平家建	
建物面積	989.82㎡	496.50㎡	
建設費	8,478万円	7,499万5,000円	
用地費	1億1,987万7,000円		
職員	センター運営 5人 生活介護等事業 7人	3人	
完成	昭和51年8月31日	昭和57年3月1日	
平成20年度の 利用状況	5,369人	4,846人	

(5) まさき育成園(知的障害者更生施設)

経営主体 社会福祉法人 新居浜愛育会  
 所在地 大生院1686番地  
 ☎41-6191  
 敷地面積 11,824㎡  
 構造 鉄筋コンクリート造平家建  
 (男子棟、女子棟、重度棟)  
 鉄骨造カラー鉄板葺平家建  
 (地域交流ホーム)  
 鉄筋コンクリート造平家建  
 (作業訓練棟)  
 建物面積 2,459.64㎡  
 開設年月日 昭和48年4月1日  
 定員 60人  
 入所状況 58人(21.4.1現在)  
 (うち新居浜市34人)

(6) すいよう作業所(知的障害者通所授産施設)

経営主体 社会福祉法人 すいよう会  
 所在地 郷甲687番地  
 ☎46-0936  
 敷地面積 1,563㎡  
 構造 鉄骨造スレート葺平家建  
 建物面積 588㎡  
 開設年月日 平成3年4月1日  
 定員 40人  
 通所状況 43人(21.4.1現在)  
 (うち新居浜市41人)

(7) わかば共同作業所(知的障害者通所授産施設)

経営主体 社会福祉法人 わかば会  
 所在地 船木甲741番地1  
 ☎44-7025  
 敷地面積 1,742.32㎡  
 構造 鉄骨平屋建耐火構造  
 建物面積 350㎡  
 開設年月日 平成10年7月1日  
 定員 20人  
 通所状況 20人(21.4.1現在)  
 (うち新居浜市16人)

## 6 総合福祉センター (ふれあいプラザ)

高齢者や障害者(児)を含むすべての市民が住み慣れた地域で安心して生きがいのある生活を送ることができるノーマライゼーション社会の実現のため、ボランティアを中心とした地域の人々の福祉活動の拠点施設として平成8年4月に開設。平成10年4月より社会福祉法人新居浜市社会福祉協議会に管理運営を委託。

当施設では、集会・交流機能、相談・情報提供機能、地域福祉活動支援機能、福祉サービス拠点機能、社会参加促進機能、生きがいレクリエーション機能、学習・研修機能の7つの機能をもたせている。

また、平成15年4月1日より総合福祉センター別子山分館の施設管理を行っている。

なお、平成18年4月1日から指定管理者制度を導入し、施設の管理運営を社会福祉法人新居浜市社会福祉協議会に行わせている。

指定期間 平成21年4月1日～

平成26年3月31日(5年間)

### (1) 施設の概要(総合福祉センター)

所在地 高木町2番60号  
☎ 35-2940

敷地面積 7,923.70㎡  
構造 本体 鉄筋コンクリート造4階建  
車庫棟 " 平家建

延床面積 5,279.01㎡  
建設事業費 29億8,869万円(用地費を含む)  
完成 平成8年2月9日  
室構成 1階 障害児通園(デイサービス)事業施設(はげみ園)、

相談室、福祉ライブラリー、福祉の店、おもちゃ図書館、事務室、会議室、介護保険事務室、ファミリー・サポート・センター、喫茶室

2階 研修室1・2、調理実習室、多目的アリーナ、健康増進コーナー、教養娯楽室

3階 障害児放課後クラブ(ぴあ)・浴室、ボランティア・市民活動センター、ボランティア作業室、福祉団体室

4階 温水プール、研修室3、入浴実習室、屋上ふれあい広場

### (2) 施設の概要(別子山分館)

所在地 別子山乙241番地の6  
☎ 64-2350

敷地面積 591.7㎡  
構造 鉄筋コンクリート造2階建  
延床面積 526.5㎡  
建設事業費 2億3,175万円  
完成 平成5年8月31日  
室構成 1階 大広間、事務室、倉庫、ロビー、調理室、新居浜医師会別子山診療所、更衣室、浴室  
2階 小会議室、和室

### (3) 使用時間及び使用料

区分	9時～12時	13時～17時	18時～22時	備考
福祉のひろば	円 1,570	円 2,100	円 2,620	冷房使用5割増 暖房使用3割増
教養娯楽室(40名)	520	840	1,050	
調理実習室(25名)	1,050	1,570	2,100	
研修室1(81名)	1,050	1,570	2,100	
研修室2(42名)	520	840	1,050	
研修室3(45名)	520	840	1,050	

多目的アリーナ	使用時間区分	9時～12時	13時～17時	18時～22時	
	全面使用(400名)	3,150円	4,200円	5,250円	
	個人	大人(高校生以上)	100	100	100
		小人(小・中学生)	50	50	50
回数券	普通券11枚綴として10枚分の料金				

温水プール	使用時間区分	9時30分～12時	13時～16時30分	
	全面使用(50名)	3,150円	5,250円	
	個人	大人(高校生以上)	310	310
		小人(中学生以下)	150	150
回数券	普通券11枚綴として10枚分の料金			

別子山分館	区分	使用時間	料金
	風呂付全館	4時間	21,000円
	小会議室	1時間	310
	大広間カラオケ	1時間	1,570

※ 上記金額には5%の消費税が含まれます。  
(10円未満切り捨て)

(4) 施設の利用状況(総合福祉センター)

(単位:人)

区分	18	19	20
温水プール	18,713	20,000	18,101
健康増進コーナー	11,516	9,581	7,990
研修室利用	27,624	26,863	30,214
多目的アリーナ	18,470	17,912	18,017
入浴室	0	0	0
おもちゃ図書館	7,299	5,907	5,815
施設見学	828	605	626
合計	84,450	80,868	80,763
ボランティアセンター	13,432	13,278	15,825

(5) 施設の利用状況(別子山分館) (単位:人)

区分	19	20
全館	379	328
小会議室	0	0
大広間	366	403
施設見学等	387	298
合計	1,132	1,029

(6) 使用料の減免対象者

- (1) 市内在住の身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳又は被爆者健康手帳を所持する者及びその付き添いの者
- (2) 市内在住の60歳以上の者
- (3) 新居浜市が主催又は共催する会議、講習会等に使用するとき。
- (4) 国又は県が総合福祉センターの事業である社会福祉の増進等の目的に使用するとき。
- (5) 市内の社会福祉団体が、総合福祉センターの事業である社会福祉の増進等の目的に使用するとき。
- (6) その他、公益の為に使用する場合で、市長が必要と認めるとき。

## 7 保健センター

市民の健康保持、増進を図るため、健康相談、健康教育、がん検診等の保健サービスを総合的に行う拠点として、また市民みずからの健康への自覚を深めるための自主的な保健活動を行う場として、昭和59年10月に開設した。

当センターを拠点として、乳幼児から高齢者までの幅広い健康管理を行うために、保健師・栄養士等による健康教育、健康相談や栄養相談を市内各所で実施するとともに、家庭訪問による個別指導も行っている。

### (1) 施設の概要

所在地	庄内町四丁目7番17号 ☎ 35-1070
敷地面積	821.87㎡
構造	鉄筋コンクリート造3階建
建物面積	1,617.88㎡
室構成	栄養実習室、健康相談室、保健指導室、運動指導室、診察室、会議室等
建設事業費	3億8,000万円
完成	昭和59年7月3日

### 利用状況

年度	区分	1歳6か月児・3歳児健康診査	乳幼児相談 他	予 防 接 種	健 康 教 育	健 康 相 談	が ん 検 診 等	食生活改 善推進員 研修会	母子健康 手帳交付	その他	計
16		3,974	3,318	4,710	1,099	1,604	1,428	757	673	2,218	19,781
17		3,904	3,142	0	1,259	1,148	1,831	702	706	1,049	13,741
18		3,922	2,500	0	1,412	1,147	1,602	680	902	2,543	14,708
19		3,718	3,130	0	1,646	1,246	2,673	625	1,170	1,965	16,173
20		3,862	3,202	0	1,123	1,492	2,440	648	1,107	1,625	15,499

### (2) 保健センター事業

#### ア 事業実績

##### (ア) 家庭訪問状況

年度	訪問別	生活習慣病	その他疾病	乳 幼 児	妊産婦・新生児	そ の 他	計
16		1,848	375	816	799	338	4,176
17		1,379	371	1,551	1,027	732	5,060
18		1,448	275	1,694	1,440	978	5,835
19		1,501	201	1,225	1,714	615	5,256
20		1,338	384	903	2,610	272	5,507

##### (イ) 健康相談状況

年度	区分	成 人 相 談		乳 幼 児 相 談		ダイヤル相談(成人・乳幼児)		計	
		回 数	人 数	回 数	人 数	回 数	人 数	回 数	人 数
16		554	4,524	48	1,659	8,613	8,613	9,215	14,796
17		343	3,011	62	1,593	4,566	4,566	4,971	9,170
18		335	2,733	36	842	4,741	4,741	5,112	8,316
19		343	2,687	36	1,013	4,819	4,819	5,198	8,519
20		400	3,449	36	1,105	5,035	5,035	5,471	9,589

## (エ) 検診状況

(平成20年度)

区 分	日 数	受診者数	異常なし	経過観察	要精密検査	要 治 療
胃 が ん	25 日	805 人	692 人	— 人	113 人	— 人
子 宮 頸 が ん	13	819	816	—	3	—
乳 が ん (マンモグラフィ)	9	530	494	0	36	—
肺 が ん	15	913	845	22	46	—
大 腸 が ん	36	1,303	1,218	—	85	—
1 歳 6 か 月 児	12	992	857	69	16	50
3 歳 児	12	939	748	47	106	38

## (オ) 一日人間ドック

(平成20年度・単位：人)

性別	区分	受診者数	異常なし	経過観察	要医療	要精密検査
男		207	36	68	84	19
女		294	49	102	112	31
合 計		501	85	170	196	50

## (カ) 健康教育

年度	区 分		乳 幼 児		両 親 学 級		離 乳 食		計	
	回 数	人 数	回 数	人 数	回 数	人 数	回 数	人 数	回 数	人 数
16	146	3,469	52	2,862	18	418	24	871	240	7,620
17	177	3,339	36	2,274	18	336	24	799	255	6,748
18	194	4,244	36	2,092	12	272	36	842	278	7,447
19	215	4,360	42	695	12	351	36	1,013	281	6,379
20	204	4,259	59	2,408	13	397	40	1,208	316	8,252

※乳幼児の教育については、健診時に併設して集団教育を実施していたが、19年度より健診の結果「要指導」者に対して個別教育に切りかえた。

健康手帳交付数 1,469冊 (平成20年度)

対 象 者 健康増進法による40歳以上の男女で希望する方

交 付 方 法 各検診、教育、相談、申し出等により交付

## (キ) 検診状況

女性の健康診査

(単位：人)

種別 年度	受診者	異常 なし	経過 観察	要指導	要精密 検査	要医療
16	876	540	138	114	42	42
17	974	554	206	105	48	61
18	742	423	144	88	41	46
19	774	426	160	91	43	54
20	450	275	4	119	29	23

骨粗鬆症検診

(単位：人)

種別 年度	受診者	異常 なし	経過 観察	要精密 検査	要医療
16	300	203	46	51	0
17	実 施 な し				
18	58	41	7	9	1
19	88	69	12	7	0
20	96	59	25	12	0

食生活改善地区組織活動事業

種別 年度	食生活改善講習会		推進員研修会		親と子の食生活共同体験事業	
	回数	延人数	回数	延人数	回数	延人数
16	316	5,462	26	757	16	439
17	257	5,156	25	702	18	493
18	224	4,348	24	680	17	442
19	228	4,292	24	625	17	413
20	332	4,938	24	648	17	427

食生活改善推進員教育事業

年度	種別	クラス数	教育時間	修了者数
16		1	50	21
17		1	50	28
18		1	48	21
19		1	51	19
20		1	39	33

イ 予防業務

(ア) 予防接種実施状況

年度 接種別	18			19			20		
	対象延人数	接種延人数	率 (%)	対象延人数	接種延人数	率 (%)	対象延人数	接種延人数	率 (%)
B C G	1,076	1,036	96.3	1,142	1,128	98.8	1,156	1,110	96.0
三種混合	4,160	4,419	106.2	4,352	4,309	99.0	4,530	4,589	101.3
二種混合	1,147	306	26.7	1,131	602	53.2	1,189	624	52.5
急性灰白髄炎 (ポリオ)	2,082	2,007	96.4	2,148	1,948	90.7	2,264	2,123	93.8
日本脳炎	4,635	17	0.4	4,474	74	1.7	5,557	60	1.1
麻しん	—	—	—	—	—	—	—	1	—
麻しん・風しん (1期2期)	2,238	2,064	92.2	2,270	2,139	94.2	2,274	2,135	93.9
麻しん・風しん (3期4期)	—	—	—	—	—	—	2,295	2,062	89.8
インフルエンザ	31,406	17,129	54.5	31,967	18,538	58.0	32,349	19,250	59.5

- 〈備考〉①：対象延人数の算定方法は厚生労働省の方法による。  
 ②：日本脳炎は平成17年5月30日付、差し控え勧告あり。  
 ③：麻しん・風しんは平成18年度から混合ワクチンによる2回接種に変更された。また、平成20年度から平成24年度の5年間は中学1年(3期)、高校3年(4期)相当年齢者に対して実施する。  
 ④：BCGは、根拠法の変更あり(平成19年4月1日付、結核予防法の廃止に伴い他の予防接種と同じ予防接種法に統合される)

(イ) レントゲン検診実施状況

(平成20年度)

区分	対象者	検診者	要精密検診
一般	32,442人	734人	40人

- 〈備考〉①：一般市民の結核レントゲン検診対象者は、65歳以上  
 ②：根拠法の変更あり(平成19年4月1日付、結核予防法の廃止に伴い感染症法に統合される)



### (3) 健康都市づくり事業



健康で明るい笑顔の都市づくり

少子高齢化や生活構造の変化に伴い、新たな健康感の創出が求められている今日、市民の一人ひとりが健康の大切さを認識し、新しい時代の市民的課題として健康都市づくりを積極的に推進する。

平成20年度事業実施状況

- 健康増進計画「元気プラン新居浜21」の推進
- 健康都市づくり組織の充実強化
  - ・健康都市づくり推進協議会並びに委員会の開催
  - ・健康都市づくり推進員の育成（研修会26回 延719人）
  - ・健康ウォークの開催（2回 延243人）
- ウォーキングマップ1・2の普及
- 家庭でできる若返り体操の改訂及び普及
- こころの健康づくり講演会・サークル活動紹介（1回 203人）
- 「市内サークルのご案内」冊子作成

### (4) 休日診療・夜間診療

休日の救急診療は、内科・小児科について新居浜市医師会内科・小児科急患センターで、外科は在宅当番医により行っている。

また、夜間の救急診療も新居浜市医師会内科・小児科急患センターで行っている。

平成21年4月より小児科については、深夜帯の診療も開始。

#### ア 休日診療

実施年月	昭和49年3月
診療科目	内科・小児科 新居浜市医師会内科・小児科急患センター 外科 在宅当番医
診療日	日曜日、祝日、12月31日・1月2日・3日
診療時間	午前9時～午後5時
実施状況 (平成20年度)	内科・小児科（開設日数69日、利用者数3,831人） 外科（開設日数70日、利用者数904人）

#### イ 夜間診療

実施年月	平成2年4月
診療科目	内科・小児科 新居浜市医師会内科・小児科急患センター
診療日	毎日（日曜日、祝日、12月31日・1月2日・3日を除く）
診療時間	午後8時～午後11時
実施状況 (平成20年度)	開設日数296日 利用者数2,530人

#### ウ 深夜診療

実施年月	平成21年4月
診療科目	小児科 新居浜市医師会内科・小児科急患センター
診療日	毎日（日曜日、祝日、12月31日・1月2日・3日を除く）
診療時間	午後11時～翌朝6時

## 8 国民健康保険

本市の国民健康保険事業は、昭和35年4月に発足し、給付割合の5割から7割への拡充、老人医療費支給制度、高額療養費支給制度の発足、その他各種保険給付の改善と着実に発展してきた。しかし、医療費は増嵩の一途を辿り、国保事業は厳しい運営を迫られている。

急速に進む高齢化社会を踏まえて、老人医療を国民皆で公平に負担する制度として昭和58年2月に老人保健制度が創設され、昭和59年10月には退職者医療制度が創設された。その後、逐次、国保財政の一層の安定化を図る制度改正が行われてきたが、平成12年度からは介護保険制度の実施によって介護納付金に加わり、また医療費が伸びる一方で、景気の低迷により保険料収入が伸び悩み、国保財政は依然として厳しい状況にある。このようなことから、平成20年度から後期高齢者医療制度（長寿医療制度）等の医療制度改革が施行されたが、今後さらに保険者、被保険者が一体となって、医療費の適正化、保健事業の推進、歳入確保のための努力等、健全な国保運営に一層努めていかなくてはならない。

(1) 被保険者の推移 (21. 3. 31 現在)

年	全 市		国民健康保険		加 入 率	
	世帯数	人 口	世帯数	人 口	世帯数	人 口
	戸	人	戸	人	%	%
17	53,679	126,708	26,423	45,426	49.2	35.9
18	54,308	126,581	26,694	45,331	49.2	35.8
19	54,745	126,248	26,829	44,886	49.0	35.6
20	55,131	126,024	26,749	44,173	48.5	35.1
21	55,556	125,689	17,793	28,856	32.0	23.0

(2) 保険給付の状況

ア 給付内容

- (ア) 療養の給付(現物給付)または療養費の支給  
(現金給付)

被保険者の疾病および負傷に関して給付の制限はなく(第三者行為による傷病は除く)、保険診療で定められたすべてについて給付する。

- (エ) 高額療養費制度

70歳未満の方の自己負担限度額(月額)

	3回目まで	4回目以降
上 位 所 得 者	150,000円+(かかった医療費-500,000円)×1%	83,400円
一 般	80,100円+(かかった医療費-267,000円)×1%	44,400円
住 民 税 非 課 税	35,400円	24,600円

※1 同一世帯の全ての国保被保険者の基礎控除額後の所得が600万円を超える方

※2 同一世帯主と全ての国保被保険者の住民税非課税の方

70歳以上の方の自己負担限度額(月額)

		外来 (個人単位)	外来+入院 (世帯単位)
一 定 以 上 所 得 者		44,400円	80,100円+(かかった医療費-267,000円)×1% (4回目以降 44,400円)
一 般		12,000円	44,400円
住 民 税 非 課 税	Ⅱ	8,000円	24,600円
	Ⅰ		15,000円

- (オ) その他の給付

出産育児一時金 1件 35万円(平成21年1月1日以降の出産については、産科医療補償制度に加入している場合、3万円加算する。)

被保険者が出産したとき。

葬 祭 費 1件 2万円

被保険者が死亡したとき。

診 療

薬剤または治療材料の支給

処置、手術、その他の治療

病院または診療所への入院

移送

鍼・灸・マッサージ・柔道整復師の施術

(医師の同意のあるもののみ)

- (イ) 給付の割合

一般被保険者 7割

退職被保険者等 7割

高齢受給者 7割又は9割

未就学児 8割

- (ウ) 入院中の食事代患者負担額

一般の人 1食 260円

市民税非課税世帯等の人 1食 210円

市民税非課税世帯等の人で、過去1年間の入院日数が90日を超えている場合

入院91日以降 1食 160円

市民税非課税世帯等で、世帯の所得が一定基準以下の高齢受給者 1食 100円

## イ 推 移

(単位：円)

区 分 \ 年 度		18		19		20	
		件 数	費 用 額	件 数	費 用 額	件 数	費 用 額
療 給 養 の 付	診 療 費	328,825	8,301,565,441	337,880	8,611,606,815	334,626	8,840,258,318
	薬 剤 支 給	98,815	1,269,169,772	113,070	1,403,109,924	121,669	1,477,345,827
	計	427,640	9,570,735,213	450,950	10,014,716,739	456,295	10,317,604,145
療 養 費	診 療 費	52	467,584	87	1,130,410	129	1,800,810
	そ の 他	7,034	46,659,958	5,601	48,844,016	6,395	55,186,390
	計	7,086	47,127,542	5,688	49,974,426	6,524	56,987,200
療 養 諸 費 計		434,726	9,617,862,755	456,638	10,064,691,165	462,819	10,374,591,345
高 額 療 養 費		9,201	805,987,756	13,771	830,779,351	16,200	967,939,443
そ 保 の 險 他 給 の 付	出 産 育 児 給 付	134	43,850,000	146	51,100,000	134	47,650,000
	葬 祭 給 付	912	9,120,000	1,053	10,530,000	248	4,540,000
	計	1,046	52,970,000	1,199	61,630,000	382	52,190,000

## 療養の給付(診療費)状況

年度	件 数	日 数	費 用 額 (円)	受 診 率 (%)	1 件 当 り 日 数	1 件 当 り 費 用 額 (円)	1 人 当 たり 費 用 額 (円)
16	291,664	808,453	7,822,904,010	995.882	2.77	26,822	267,112
17	314,286	843,579	8,270,564,193	1,050.246	2.68	26,315	276,376
18	328,825	858,730	8,301,565,441	1,085.052	2.61	25,246	273,934
19	337,880	876,505	8,611,606,815	1,121.556	2.59	25,487	285,853
20	334,626	839,739	8,840,258,318	1,138.261	2.51	26,418	300,710

## 療養諸費の状況

(単位：円)

年度	費 用 額	保険者負担金	一 部 負 担 金		他 法 負 担 金	
			薬剤一部負担額	他法優先	国保優先	
16	8,885,581,244	6,447,298,775	2,097,132,553	3,106	0	341,149,916
17	9,475,222,528	6,974,080,262	2,142,505,132	△ 25,775	0	358,637,134
18	9,617,862,755	7,166,576,650	2,101,861,682	△ 143	0	349,424,423
19	10,064,691,165	7,589,254,017	2,147,128,739	0	0	328,308,409
20	10,374,591,345	7,589,155,398	2,277,725,743		507,710,204	

## 高額療養費の状況

(単位：円)

年度	70歳以上対象分	世帯合算分	多数該当分	長期疾病分	そ の 他	合 計
16	18,777,999	62,464,900	332,640,178	108,926,349	312,653,927	835,463,353
17	26,858,861	67,731,384	334,727,002	115,663,686	301,767,542	846,748,475
18	37,665,932	57,290,293	319,169,252	115,911,947	275,949,972	805,987,756
19	80,112,375	26,798,785	310,355,901	118,275,887	295,236,403	830,779,351
年度	現物給付(再掲)	70歳以上(再掲)	未就学児(再掲)	長期疾病(再掲)	合 計	
20	782,608,174	174,380,873	3,149,251	130,403,753	967,939,443	

ウ はり・きゅう施術

本制度は、国民健康保険の被保険者を対象に、市長が指定する市内のはり師、きゅう師の免許を有する施術担当者を利用するもので、昭和40年6月1日発足、施術料は1術1,400円、2術1,500円である。

なお、個人負担額は施術料の3割となっている。

(3) 保険料

ア 保険料率（平成20年度）

( )内は平成19年度

〈医療分〉

所得割 100分の7.3 (100分の9.3)  
 資産割 - (100分の31.7)  
 被保険者均等割 1人につき  
 2万400円 (2万3,800円)

世帯別平等割 1世帯につき  
 1万3,800円 (2万200円)

〈後期高齢者支援金等分〉

所得割 100分の2.50%  
 被保険者均等割 1人につき6,600円  
 世帯別平等割 1世帯につき4,800円

〈介護分〉

所得割 100分の1.90 (100分の1.53)  
 資産割 - (100分の6.9)  
 被保険者均等割 1人につき  
 6,600円 (5,100円)  
 世帯別平等割 1世帯につき  
 3,600円 (3,400円)

イ 賦課限度額

〈医療分〉平成20年度改正 …… 47万円  
 〈後期高齢者支援金等分〉  
 平成20年度新設 …… 12万円  
 〈介護分〉平成21年度改正 …… 10万円

ウ 徴収方法

納期は7月から翌年3月まで毎月の9回(7月に料額決定)で、徴収方法は、市内を14地区に分け、地区担当の徴収員が各世帯を訪問しての徴収と昭和63年度より口座振替制度による徴収を行っている。又、20年度からは65歳以上の方は年金から特別徴収を行っている。

(平成20年度)

徴収区分	訪問	口座振替	特別徴収 (年金天引き)	合計
件数 (世帯)	7,430	7,085	3,278	17,793
率 (%)	41.8	39.8	18.4	100

エ 収納状況

区分 \ 年度		16	17	18	19	20
現年度	調定額 (円)	3,442,855,370	3,395,523,300	3,462,509,170	3,444,278,910	2,168,662,750
	収入済額 (円)	3,294,077,798	3,250,099,838	3,310,889,213	3,294,965,668	2,022,841,265
	収納率 (%)	95.68	95.72	95.62	95.66	93.28
滞納繰越分	調定額 (円)	278,073,089	275,695,772	263,112,505	269,272,676	271,718,287
	収入済額 (円)	41,718,050	52,304,602	55,181,459	61,355,764	64,436,517
	収納率 (%)	15.00	18.97	20.97	22.79	23.71
計	調定額 (円)	3,720,928,459	3,671,219,072	3,725,621,675	3,713,551,586	2,440,381,037
	収入済額 (円)	3,335,795,848	3,302,404,440	3,366,070,672	3,356,321,432	2,087,277,782
	収納率 (%)	89.65	89.95	90.35	90.38	85.53

## (4) 国民健康保険事業特別会計の状況 (決算)

(歳入)

(単位：円)

区 分 \ 年 度	17	18	19	20
保 険 料	3,302,404,440	3,366,070,672	3,356,321,432	2,087,277,782
国 庫 支 出 金	3,626,239,786	3,353,323,355	3,170,631,484	2,999,641,652
県 支 出 金	374,740,845	477,661,961	487,933,331	475,566,625
療 養 給 付 費 交 付 金	2,880,709,678	3,145,076,000	3,265,101,741	956,715,000
前 期 高 齢 者 交 付 金	—	—	—	3,167,352,460
共 同 事 業 交 付 金	180,739,686	755,058,585	1,401,955,292	1,446,216,976
繰 入 金	944,159,701	953,502,643	943,491,871	804,333,167
そ の 他 の 収 入	47,665,610	33,026,751	38,692,343	37,968,865
繰 越 金	661,331,417	747,579,766	808,057,472	557,252,695
歳 入 合 計	12,017,991,163	12,831,299,733	13,472,184,966	12,532,325,222

(歳出)

(単位：円)

区 分 \ 年 度	17	18	19	20
総 務 費	209,513,093	211,891,856	224,751,299	227,720,700
保 険 給 付 費	7,949,793,857	8,087,312,955	8,547,003,145	8,676,106,121
老 人 保 健 抛 出 金	2,277,453,343	2,296,295,364	2,263,611,824	308,658,442
後 期 高 齢 者 支 援 金	—	—	—	1,196,487,156
前 期 高 齢 者 納 付 金	—	—	—	1,611,074
介 護 納 付 金	588,202,850	589,593,611	549,117,664	472,240,228
共 同 事 業 抛 出 金	191,093,149	706,643,197	1,263,362,143	1,478,193,460
保 健 事 業 費	35,087,962	37,098,768	41,586,380	62,275,601
基 金 積 立 金	120,570	445,172	1,014,531	1,187,322
公 債 費	0	0	0	0
そ の 他 の 支 出	19,146,573	93,961,338	24,485,285	18,491,517
予 備 費	0	0	0	0
歳 出 合 計	11,270,411,397	12,023,242,261	12,914,932,271	12,442,971,621

(5) 老人保健事業（医療事業）

昭和58年2月1日、老人保健法の制定により、老人保健法老人医療が開始され、75歳以上の老人及び65歳以上75歳未満の障害認定を受けた者に対して医療費の給付、支給を実施した。

（平成20年3月診療分まで）

医療費の支給状況

区 分	医 療 給 付 費 （診療費）			医 療 支 給 費	
	件 数	給 付 額	1 件 当 たり 給 付 額	件 数	金 額
16	500,190 件	14,778,420,728 円	29,546 円	28,289 件	209,956,954 円
17	484,175	14,761,596,205	30,488	28,837	206,132,997
18	471,683	14,230,842,021	30,170	25,511	193,111,246
19	470,580	13,913,425,957	29,567	27,620	197,430,484
20	40,429	1,183,945,136	29,285	7,145	49,250,758

## 9 後 期 高 齢 者 医 療

老人保健法改正により、平成20年4月から後期高齢者医療制度が施行された。対象となる被保険者は、75歳以上の者及び65歳以上75歳未満の障害認定を受けた者であり、県内の市町で構成される愛媛県後期高齢者医療広域連合が運営主体となる。広域連合と市町の事務分担は次のとおりとなっている。

- ・広域連合で行う事務 被保険者の資格の管理に関する事務、医療給付に関する事務、保険料の賦課・減免に関する事務、保健事業に関する事務、その他後期高齢者医療制度施行に関する事務。
- ・市町で行う事務 被保険者の資格管理に関する申請及び届出の受付、被保険者証及び資格証明書の引き渡し、被保険者証及び資格証明書の返還の受付、医療給付に関する申請及び届出の受付並びに証明書の引き渡し、保険料に関する申請の受付、保険料の徴収に関する事務等。

(1) 被保険者数の推移 (21.3.31 現在)

年	被保険者数
20	16,840 人
21	17,025 人

(2) 保険料

ア 保険料率（平成20年度・21年度）

所得割 100分の7.85

被保険者均等割額 41,659円

イ 賦課限度額 50万円

ウ 徴収方法

（特別徴収）原則として、年金額が年額18万円以上であり、後期高齢者医療保険料と介護保険料の合計額が年金受給額の2分の1を超えない被保険者が対象であり、年金天引きによる納付。納期は4・6・8・10・12・2月の年6回。

（普通徴収）原則として、年金額が年額18万円未満、または、後期高齢者医療保険料と介護保険料の合計額が年金受給額の2分の1を超える被保険者が対象であり、口座振替又は納付書により金融機関等で納付。納期は7月から翌年3月までの年9回。

※なお、被保険者からの申出により、特別徴収から普通徴収(口座振替)へ変更が可能となった。



保険料収納状況 (平成20年度)

調 定 額	1,108,321,760 円
収 入 済 額	1,103,197,990 円
収 納 率	99.54 %

(3) 後期高齢者医療対策費

ア 後期高齢者医療健診

後期高齢者医療制度被保険者の健診については、運営主体である広域連合の努力義務となっているが、広域連合から健康診査実施に係る事務の一部を市町が受託する。受託内容は次のとおり。

- ・健康診査の実施形態等の広報、問い合わせに関すること。
- ・健康診査の申し込みの受付及び受診券の交付に関すること。
- ・健康診査費用等の支払いに関すること。
- ・健康診査結果の受診者への通知に関すること。

イ 後期高齢者はり・きゅう施術助成

後期高齢者医療制度施行にあたり、広域連合として、はり・きゅう施術助成事業が行われないことから、市単独として、後期高齢者はり・きゅう施術助成を行う。助成内容は、市内に居住する後期高齢者医療制度被保険者を対象に、市長が指定する市内のはり師またはきゅう師の免許を有する施術担当者を利用する場合に、月15回を限度とし、施術料(1術1,400円・2術1,500円)の3割を被保険者が負担し、7割を市が施術担当者に支給する。

ウ 後期高齢者医療療養給付費負担金

後期高齢者医療給付に要する経費について、窓口の患者負担分を除き、医療給付費全体の12分の1を市町村において負担する。

平成20年度負担金 1,106,524,338円

## 10 子 育 て 支 援

子どもは「未来の夢」「次代の希望」である。ところが、平成2年にわが国の合計特殊出生率が1.57という、いわゆる「1.57ショック」によって、少子化の認識が一般化した。以来、わが国の少子化は一段と進み、「1.29」と2年連続史上最低記録を更新しており、「少子化問題」は早急に取り組みなければならない最も重要な課題となっている。

本市では、こうした国の動向を踏まえ、「新居浜市児童育成計画」(平成13年10月策定)、「新居浜市母子保健計画」(平成14年5月策定)に基づき保育・児童健全育成の推進、母子保健サービスの充実など、すべての子どもが、いきいきと健やかに育つ家庭・地域づくりを推進している。

こうした中、国においては、少子化の流れを変えるため、これまでの少子化対策をさらに進め、平成14年9月に「少子化対策プラスワン」を発表し、それを受けて平成15年3月に「次世代育成支援対策に関する当面の取組方針」を策定した。

これを具体化するために、平成15年7月に「次世代育成支援対策推進法」が制定され、平成17年度から10

年間、地方公共団体及び企業が集中的・計画的な取組を促進する「行動計画」の策定が義務付けられた。

そこで、本市においても、平成16年4月に福祉部に「子育て支援室」(平成17年3月廃止)を設置し、行動計画策定をするとともに、普及啓発セミナーの開催や取組事例集の作成などを行う子育て支援総合推進モデル市町村事業を実施し、子育て支援に関する相談・助言等を行う子育て支援総合コーディネート事業を開始した。

その後、平成19年度をもって、モデル事業としての同事業は廃止したが、引き続き、児童福祉課において相談・助言等を行うなど総合的な子育て支援を行っている。平成20年度(平成21年2月)には、次世代育成支援行動計画(後期)策定に向けて、子育て支援に関するニーズ調査及び分析を行った。今後、平成21年度は女性の就業率の高まりを見据えた潜在的ニーズの把握を明らかにし、平成22年度から実施する後期行動計画の策定を行う。

## 11 福祉のまちづくり

### (1) 新居浜市みんなでつくる福祉のまちづくり条例

生涯にわたりすべての市民の基本的人権が尊重され、健康で安心して暮らし、自由に社会参加できることが保障される社会の実現に向け、市、市民及び事業者が相互に連携、協働することにより、住みやすかつ住み続けたいと思えるような人にやさしい福祉のまちづくりを総合的に推進していくことを目的に、福祉のまちづくり条例が制定され、平成15年4月から施行された。

### (2) 新居浜市地域福祉推進計画

福祉のまちづくり条例の理念を具現化するために「人にやさしい まちがやさしい 大好きにいはま」を基本理念とし、すべての市民が、ふだんの暮らしの中のしあわせを求める福祉のこころを育み、いかなる人も地域社会から孤立することなく、市民自らが一人ひとりの多様な価値観を認めたとうえで、個人と地域のしあわせづくりを進めるための基本施策と行動項目をまとめた新居浜市地域福祉推進計画を平成16年10月に策定した。